

## 第7回 公共セクターにおけるソフトウェア資産管理

### 1. 報道事例

近年、ソフトウェアの不正コピーなど、ライセンスに違反したソフトウェア利用により損害賠償にまで発展するような事案が多数報道されており、その中には公共セクター（本稿では、国及び地方公共団体とその外郭団体、国公立の教育機関と定義する）における事例も含まれている。

表 1-1 ライセンス違反に関する報道事例

組織	報道内容
A 都道府県の一部 出先機関	2003年 著作権保護団体から指摘 2006年 約500万円で和解
B 国立大学	2004年 著作権保護団体から指摘 2006年 著作権保護団体と和解協議中と発表
C 都道府県の一部 局	2004年 著作権保護団体から調査依頼 2005年 約500万円で和解
D 国立大学	2005年 著作権保護団体が証拠保全を実施
E 都道府県の外郭 団体	2006年 著作権保護団体からの指摘 2009年 約2,400万円で和解
F 市	2007年 国内ソフトウェアメーカー4社から指摘 2008年 米国ソフトウェアメーカー4社から指摘 2009年 約2,700万円で和解
G 都道府県	2008年 著作権保護団体から調査依頼 2009年 約4,000万円で和解
H 市	2009年 著作権保護団体から指摘 2010年 約4,300万円で和解
I 都道府県	2009年 自主調査し約240万円分の違反を発見したと発表
J 都道府県	2009年 ソフトウェアメーカーから調査依頼 2009年 ソフトウェアメーカーに約1.4億円支払で合意 2010年 その後の調査により追加で約5.3億円分の費用が発生すると発表
K 市	2009年 自主調査し約1,000万円の支払
L 市	2009年 自主調査し約190万円の支払
M 市	2009年 自主調査し約160万円の支払

N 市	2010 年 自主調査し約 40 万円の支払
O 市	2010 年 自主調査し約 630 万円の支払
P 市	2010 年 自主調査し約 300 本の違反があったと発表
Q 国立大学	2010 年 和解 2012 年 調査漏れソフトウェアについて和解

※執筆者が把握しているもののみ記載

## 2. 関係各所の公共セクター向けの活動

公共セクターにおける不正コピー事例の報道と並行して、国や各種団体がソフトウェア資産の適正な管理に関して、公共セクター向けに啓発活動や各種支援を行っている。

表 2-1 公共セクター向け啓発活動

1993 年 9 月 7 日	文化庁が「大学等におけるコンピュータ・プログラムに係る著作権保護について（通知）」と題する文書を各国立大学等に送付
2006 年 2 月 16 日	文部科学省が「コンピュータソフトウェアの適正な管理の徹底について」と題する文書を各国立大学等に送付
2006 年 8 月 1 日～ 10 月 31 日	ビジネス ソフトウェア アライアンス（現 ザ ソフトウェア アライアンス (BSA)）が国立大学向けにライセンス点検・確認の支援を行う「BSA 国立大学法人等支援プロジェクト」を実施
2007 年 10 月 12 日	ビジネス ソフトウェア アライアンスがソフトウェア管理のノウハウを提供するサイトとして「大学向けソフトウェア管理支援ポータル」を開設
2007 年 11 月 1 日～ 2008 年 3 月 31 日	ビジネス ソフトウェア アライアンスが全ての大学向けにライセンス点検・確認の支援を行う「大学向けソフトウェア管理支援キャンペーン」を実施
2009 年 6 月 15 日	総務省が「コンピュータソフトウェア資産管理の徹底について」と題する文書を各都道府県及び市区町村に対して送付
2009 年 6 月 10 日	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）がソフトウェアの管理の徹底を要請する文書を各都道府県及び政令市に対して送付
2009 年 7 月 13 日	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会がソフトウェアの管理の徹底を要請する文書を全ての市区町村に対して送付
2009 年 8 月 25 日	ビジネス ソフトウェア アライアンスが地方公共団体等のパブリックセクター向けにソフトウェア資産管理の支援を行う「パブリックセクター向け SAM 支援プログラム 2009 (P-SAM2009)」を開始し、規程類のひな形を提供等するサイトとして「P-SAM ポータル」を開設

2010年11月9日	総務省が「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し、ソフトウェアのライセンス管理に関する記述を追加
2012年3月30日	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が地方公共団体におけるソフトウェア資産管理の導入のポイント・留意点をまとめた冊子である「地方公共団体におけるソフトウェア資産管理（SAM）導入ガイド」をウェブサイト上に公開
2012年8月9日	ビジネス ソフトウェア アライアンスが株式会社 NTT データ経営研究所と共同で、政府の IT マネジメントについてソフトウェア資産管理の観点から考察した提言である「政府の IT マネジメントに関する提言～ソフトウェア資産管理の観点から～」を公表

※執筆者が把握しているもののみ記載

この他にも、財団法人地方自治情報センター（LASDEC）が平成 22 年度以降毎年、地方公共団体向けにソフトウェア資産管理の必要性や導入のポイントを解説する「ソフトウェア資産管理セミナー」を開催している。

また、ソフトウェアメーカーが独自に、地方公共団体が保有するライセンスについて自己点検を促し、適切な管理を求めるケースも出てきている。

### 3. ソフトウェア資産管理から見た地方公共団体の特徴

（1）地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織であり、政策等における地域住民の関心は非常に高い。そのため、ソフトウェアの不正使用など、地方公共団体が違法行為を行っていることが発覚した場合は、法的な処罰だけではなく、住民からの信用が失墜し、地方公共団体の運営に大きな支障を及ぼすおそれがある。

（2）各部署単位で予算が決定され、その範囲内で活動していることから、ソフトウェア資産（ライセンスやハードウェア）においても、団体として一括して調達するもののほかに、各部署で調達を行うことがある。この場合、各部署のみが把握している資産が発生することになり、適切な管理体制を設けなければ全体としての IT 統制がうまく機能しないおそれがある。

（3）各部署でほぼ共通する業務（事務処理など）に必要なソフトウェア（文書作成ソフト、表計算ソフトなど）もある一方で、住民サービスは多岐にわたるため、各部署でそれぞれ別の業務用ソフトウェアを導入することが多い。地方公共団体は、例えるなら業務形態が異なる小さな会社が複数寄り集まっているようなものであり、業務に利用するソフト

ウェアを特定の製品に絞ることで管理コストを下げるのが難しい側面がある。

(4) 予算は部署単位・業務単位で組まれるため、予算により調達したハードウェアは人ではなく部署に付くという考え方が広く採用されている。また民間企業に比べ人事異動までの年数が短い。これらのことから、ハードウェアの使用者が交代する頻度が高く、ハードウェアの調達から数年経つと、どのようなソフトウェアがインストールされているか把握できていなかったり、ソフトウェアがインストールされた経緯が追跡できなくなったりしていることがある。

#### 4. 地方公共団体における取組の進展

##### (1) 2009年ごろまでの取組み

多くの地方公共団体では、セキュリティ対策を目的として、インベントリツール（いわゆるIT資産管理ツール）が導入されていた。また、このツールを利用し、インストールされているプログラム名の把握がある程度行われており、さらに、このツールから得られた情報を利用したり手作業で台帳を作成したりしてライセンス管理を行っている団体も一部には存在したと考えられる。

##### (2) 2009～2010年ごろまでの取組み

このころからISO/IEC 19770-1やソフトウェア資産管理基準といったソフトウェア資産管理のスタンダードに従った管理に取り組む地方公共団体が出てきた。その先駆けは神戸市である。神戸市は情報セキュリティの確保及びコンプライアンスの確立に向けた取組の一環として、自治体で初めて適切なソフトウェア資産管理体制を構築したと言われている。ライセンス管理項目の抽出、各種台帳による情報把握、管理システムの開発、ライセンス管理構築プロセスの設計、職員説明会の実施といったソフトウェア資産管理の構築に係るプロセスをクリアし、「ソフトウェア資産管理基準」と「ソフトウェア資産管理手順書」を2009年7月に施行し、運用が行われている。神戸市はこの取組みにより、ビジネスソフトウェアアライアンスから、「SAMモデル自治体」として認定された。

神戸市の他にも、このころからソフトウェア資産管理に取り組む地方公共団体が出てきたが、このころはまだソフトウェア資産管理に関する公開情報が少なく、試行錯誤するケースもあった。

##### (3) 2011年ごろからの取組み

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が「SAMユーザーズガイド」や「地方公共団体におけるソフトウェア資産管理（SAM）導入ガイド」をウェブサイト上に公開するなど、インターネット上の情報が充実し始め、現在ではソフトウェア資産管理に取り組みや

すい環境が整いつつある。また、地方公共団体における一般競争入札案件を見ると、2011年ごろからソフトウェア資産管理のためのシステム（SAMシステム）の調達が広まりつつある状況が伺える。

## 5. これからソフトウェア資産管理に取り組む地方公共団体が参考にできるもの

### （1）各種説明会

財団法人地方自治情報センターが平成22年度以降毎年、地方公共団体向けにソフトウェア資産管理の必要性や導入のポイントを解説する「ソフトウェア資産管理セミナー」を開催している。

このほかにも、JIPDEC、一般社団法人ソフトウェア資産管理評価認定協会（SAMAC）、ザソフトウェアアライアンス（BSA）などが無償でソフトウェア資産管理に関するセミナーや説明会を開催することがあるので、こういったものに参加して情報収集するのも良いだろう。

### （2）インターネット上の情報

JIPDECがソフトウェア資産管理に関する各種文書を公開しており、まとまったマニュアルとして参考になる。

実施すべき各事項については、SAMACが公開しているソフトウェア資産管理基準を参考にするとうい。

また、BSAが「P-SAMポータル」で地方公共団体の先行事例を公開している。

### （3）有識者によるアドバイス（コンサルティング）

SAMACがソフトウェア資産管理の構築や改善を指導・助言する能力を持つコンサルタント（公認SAMコンサルタント）の認定を行っており、この資格がある者は、ソフトウェア資産管理に関する一定の知識があると言えよう。

## 6. 最後に

公共セクター、特に地方公共団体はソフトウェア資産管理に関して、地方公共団体ならではの特徴に起因する難しさと必要性が併存している。前述のとおり、公共セクターにおいてソフトウェアの違法コピーが発覚したという事案が多数報道されており、一度事案として発生すると短期間に対応する必要があることに加え、住民から多くの批判にさらされるなど、多大な労力を要する上に失うものも多い。未だ適切なソフトウェア資産管理に取り組んでおられない公共セクターの担当者の方は、ソフトウェア資産管理体制の構築の必要性を検討していただくことを切に願う。